

保 安 管 理 業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託名称 統制局自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 4 委託場所 福島市杉妻町2番16号(福島県庁)
- 5 契約保証金 金 円

上記業務委託について、発注者 福島県 及び 受注者 とは次の条項により委託契約を締結する。

(業務の履行)

第1条 受注者は、発注者の指定する係員の指揮監督のもとに別添委託仕様書に定められたところにより業務を履行しなければならない。

(受注者の善管注意義務)

第2条 受注者は、善良な管理者としての注意をもって委託業務の遂行に当たらなければならない。特に従業員の行為、身元、風紀、規律、衛生等に関して一切の責を負うとともに発注者が不相当と認める従業員を業務に従事させてはならない。

(誠実履行の原則)

第3条 受注者が業務を履行するに際し、発注者の指示に従うことは勿論、発注者と受注者と協力し、互いに誠実にこの契約を履行しなければならない。

(履行の確認及び補正)

第4条 受注者は、作業実績を業務報告書により発注者に報告しなければならない。発注者は、当該業務報告書及びその他の方法により業務内容の是非を確認し評価しなければならない。

2 前項の確認の結果、受注者の業務内容が著しく適正を欠く場合は、発注者は受注者に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。

(契約金額の支払)

第5条 受注者は、業務内容について、前条の確認及び評価の結果適正であるとされたときには、請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受領した日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延利息)

第6条 発注者は、正当な理由なく前条第2項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数は切り捨てる)を支払うものとする。

(債務不履行)

第7条 受注者が正当な理由なく第1条に規定する債務を履行しない時は、発注者は違約金を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、債務不履行日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)とする。

(損害賠償)

第8条 委託契約期間内に受注者の責に帰すべき事由により盗難、損傷、その他の事故が発生した場合は、その損害は受注者が賠償するものとする。ただし、天災地変その他避けることができない非常災害に基づく事由により生じた損害はこの限りではない。

(契約の解除)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により契約期間中に受注者が業務の履行を継続できる見込がないと認められるとき。

(2) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 受注者が解約を申し出たとき。

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 契約の相手方が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、

原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- (6) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、受注者が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。
- 2 発注者は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは受注者に対し30日前までに書面で解約の通知をしたうえで契約を解除することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。又、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。
- (1) 第1項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- (権利義務の譲渡等)

第10条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第11条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(名義変更の届出)

第12条 受注者は、その代表者に変更があったときはその名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えてその旨を届け出ること。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、業務履行中に知りえた発注者又は発注者の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。また、受注者と受注者の従業員又は従業員間の紛争による影響を発注者に与えてはならない。

(談合による損害賠償)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令

の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が同項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、発注者、受注者協議して定める。

（紛争の解決方法）

第16条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

発注者 福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

受注者